

11月の新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

■新型コロナウイルス ワクチン接種 予約枠の縮小について

現在、国内でのワクチン接種率は7割を超え、3回目接種に向けての体制構築が進められています。

北斗市では10月24日時点で約83.8%の方が1回目の接種を終了し、新規申込者数も少なくなっています。そのため、11月から予約枠や実施医療機関を縮小する方針です。今後は予約状況により予約枠数を決めるため、接種予約できる医療機関や日程については、市公式ホームページでご確認いただくか、予約専用ダイヤルにお問い合わせください。

※集団接種は新規の受付を終了しました。

■キャンセル接種について

予約をしていなくても、当日や翌日にキャンセル枠があればご案内できる場合があります。仕事や学業の関係で前もって予約をすることが難しい方、急ぎで接種をしたい方は、予約専用ダイヤルまでお電話ください。

■接種券がまだお手元に届いていない方はご連絡を

令和3年2月以降に北斗市に転入された方で接種券がお手元に届いていない方は手続きが必要ですので、予約専用ダイヤルまでご連絡ください。

予約専用ダイヤル

☎ 0570-0000-3338

(平日午前9時から午後4時)

HP <https://www.city.ho>

[kuto.hokkaido.jp/docs/](https://www.city.ho/kuto.hokkaido.jp/docs/)

8511.html



年齢	1回目接種率	2回目接種率
12～19歳	48.4%	9.7%
20代	69.1%	50.7%
30代	75.7%	66.7%
40代	85.3%	80.1%
50代	89.2%	86.3%
60～64歳	91.9%	89.9%
65歳以上	92.5%	91.7%

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税(料)の減免制度



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方等について、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の一部または全部が減額される制度があります。

保険税(料)減免の対象となる方

①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

保険税(料)の全額を減免

②主たる生計維持者の収入が減少した世帯

保険税(料)の一部を減免

※②の減免対象となるのは次の(1)～(3)のすべてを満たす方です。

※介護保険料については(3)を除く。

- (1) 主たる生計維持者の令和3年中の給与、事業、不動産、山林収入のいずれかが、令和2年中と比べ、30%以上減少する(見込みである)こと。
- (2) (1)の収入を除いた主たる生計維持者の令和2年中の所得金額が400万円以下であること。
- (3) 主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が1千万円以下であること。

●申請期限/令和4年3月31日(木)まで

詳細は各課へお問い合わせください。

■国民健康保険税について
問 税務課所得課税係
(内線132～134)

■後期高齢者医療保険料について
問 国保医療課医療給付係
(内線122～125)

■介護保険料について
問 保健福祉課高齢者・介護保険係
(内線156～159)